

## 高知県と株式会社ファーストクラスとの連携・協力に関する協定書

高知県(以下「甲」という。)と株式会社ファーストクラス(以下「乙」という。)は、乙が食品ロス等削減を目指し提供するサービス「クローズドマート」を活用することにより、こうちSDGs推進企業(以下「登録企業」という。)の福利厚生の実充や販路拡大等、SDGsの推進に向けた取り組みの実充等を図るため、次のとおり連携と協力に関する協定(以下「協定」という。)を締結する。

### (目的)

第1条 甲及び乙は、SDGsの推進に向けてクローズドマートを活用することにより、企業等のSDGsの推進に向けた取り組みの実充等を図ることを目的とする。

### (連携・協力事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、それぞれ以下の役割を担う。

【甲の役割】乙とともに、乙の提供するクローズドマートの利用に関する周知活動を登録企業に対し行う。

【乙の役割】登録企業に対してクローズドマートを提供するとともに、登録企業に所属する従業員等のクローズドマートの購入金額の一部を甲へ寄附する。

### (クローズドマートの利用)

第3条 登録企業によるクローズドマートの利用は、乙と登録企業との契約による。

2 登録企業によるクローズドマートの利用にあたり、乙と登録企業との間で生じた一切の紛争について、甲は責任を負わない。

3 乙は、自己の責任でクローズドマートを提供するために必要な許可の取得又は届出等を行い、その他関連する法令の規制・基準を遵守するものとする。

### (寄附)

第4条 乙は、寄附先、寄附額、寄附の時期について、甲との協議を経て決定する。

### (有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とし、期間満了の日の3か月前までに、甲乙のいずれからも書面による申し出がない場合は、更に有効期間を1年間更新するものとし、以後も同様とする。

### (協定の変更及び解除)

第6条 この協定の内容の変更又は解除は、甲又は乙の一方の申出に基づき、甲乙相互の協議によって行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方に対して何らの通知も要せず、この協定を解除することができる。

- (1) 甲、乙または甲、乙の役員、または実質的に経営に関与もしくは事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について権限を有するかそれを代行する従業員等(以下「役職員等」という。)が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等といった反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)である、または反社会的勢力であった場合
  - (2) 甲、乙または甲、乙の役職員等が反社会的勢力に対し、不適切な出資、貸付、資金もしくは役務提供等をしている場合または反社会的勢力と何らかの不適切な取引をしている場合
  - (3) 前各号に掲げる場合のほか、甲、乙または甲、乙の役職員等が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係をもっている場合
  - (4) 甲、乙または甲、乙の役職員等が、自らまたは第三者を利用して、相手方に対して暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為または詐欺的手法等を用いて不当な要求行為等を行った場合
- 3 前項の規定により、この協定を解除したものは、この協定が解除されたことにより相手方に損害が生じた場合であっても、これを賠償する一切の責を負わないものとする。

#### (守秘義務)

第7条 甲及び乙は、本協定の締結及び実施において知り得た事項について、協定の有効期間中及び有効期間終了を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

#### (個人情報の保護)

第8条 乙は、本協定の履行において取得した個人情報について、協定の有効期間中及び有効期間終了を問わず、個人情報保護法その他の関連法規を遵守し、厳格・適正に保護・管理するものとする。

#### (協議事項)

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議のうえ、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が両者記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

令和7年3月3日

甲 高知県高知市丸ノ内一丁目2番 20 号  
高知県  
高知県知事 濱田 省司

乙 東京都渋谷区恵比寿西2-3-15  
エビスエイトビル8階  
株式会社ファーストクラス  
代表取締役社長 小笠原 慎